

特集
まえがき

生物多様性から改めて問う 特集 日本の環境政策 —沿岸域統合管理を手がかりに

高山 進

日本が議長国となった生物多様性条約COP10 (2010年名古屋)において、大きな社会的な注目の中で「愛知目標」が合意され、併せてNGOの議論からこの目標の達成期間である2011年～2020年を「国連生物多様性の10年」とする提案が出され、結果的に国連総会で採択された。愛知目標は現在10年間という達成期間のおよそ3分の2が経過し、日本は議長国、ホスト国として関わった立場として、目標達成に向けて最大限努力する責任を負っている。

本特集は、このような時期に、生物多様性条約の意義を再確認し、鍵になる概念が、日本の現実の環境政策や環境上の紛争の解決に対してどのようなかわりを持っているのか、アメリカやヨーロッパにおいてすでにどのような相呼応する動きが展開しているのかを描いている。それによって、日本の環境政策は今いかなる転換を求められているのか、が浮かび上がる。それは次のものである。日本では愛知目標が推奨するような「生物多様性の価値を高めることをベースに置いた統合政策」へと舵を切るような転換の動きは鈍く、相変わらず基本的には省庁縦割りの「固い均衡」が硬直したままに置かれている。ひとまとまりの生態系とされる「沿岸域＝内湾流域圏」の政策においてその特徴が見えやすく、その事例も手がかりに日本の「環境政策」を改めて問うている。

日本の環境法学・行政法学の泰斗である畠山氏には、環境政策における生物多様性保護政策の普遍性と特質を巻頭言で書いていただいたが、いったん始まった施策でも問題がある場合はそれを見直す方法として「順応的取組」が紹介されている。この方法は長良川河口堰の最適運用

方法をめぐる富樫論文とも深く関連している。それは愛知県・名古屋市が共同でCOP10の翌年に発足させた専門家による検討委員会が「順応的な」見直しのための開門調査の提案をしているが、国交省側が拒否している事例である。

吉田氏はCOP10の時にはIUCN日本委員会会長として、また生物多様性条約市民ネットワーク代表として迎え、その後の「にじゅうまるプロジェクト」に関わっておられる。呉地氏もまたCOP10で活躍し、生物多様性条約と地域の保全活動を結び付け、田んぼに係する三省庁の共通理解を取り付け、巻き込みながら田んぼの生物多様性向上のための地道な役割を果たしておられる。

及川氏はアメリカの環境政策のシステムが、1970年というきわめて早い時期に、基本的には筆者が指摘したような「統合政策」を可能にする仕組みを生み出していたことを、非常に明快に描いている。一方保屋野氏はヨーロッパにおいて生物多様性をベースにした流域の統合政策が、着々と進行していることを描き、形式的には似ている日本の水循環基本法と比較しながら違いを論じている。なお、期せずして両氏とも今や日本の環境政策のあり方を「根源的に」とらえ直したうえで、転換を図る時にきていると最後に結んでいる。

特集論文以外にも特集テーマと関連する論文が並んでいる。併せて読んでいただければ理解が深まるものと確信する。なお、「言葉の玉手箱」は今回一つの試みとして、特集の理解を助ける意味で次のページに置かせていただいた。

(たかやま・すすむ：本誌編集委員、
地域環境管理学)